

国住指第669号
平成28年6月1日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。平成28年6月1日から施行される部分に限る。以下「改正法」という。）、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号。以下「改正令」という。）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）、関連する告示及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）等の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」により国土交通省住宅局長から都道府県知事あて通知されたところであるが、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）等の運用に係る細目は下記のとおりであるので、通知する。

貴職におかれては、貴地方整備局等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、各都道府県建築行政主務部長、特定行政庁、指定構造計算適合性判定機関及び国土交通大臣又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第1 定期報告制度関係

定期報告制度に係る改正の内容及び趣旨については以下のとおりであるが、運用方針については別途通知する。

1 定期報告の対象について（法第12条、令第16条、令第138条の3関係）

① 建築物について（令第16条第1項関係）

法第12条第1項において「安全上、防火上又は衛生上特に重要であるもの」を定期報告の対象として政令で定めることとされていることから、改正令において「不特定多数の者が利用する建築物」と「高齢者等の自力避難が困難な者が就寝用途で利用する建築物（就寝用福祉施設）」を定期報告の対象として定めることとした。

具体的には、法第27条（在館者による避難が終了するまでの耐火性能の確保）の適用を受ける建築物を基本として、防火上の安全性を確保する観点から特に重要であり、かつ、建築物所有者による変更のおそれがある用途・規模の建築物（令第112条（防火区画）と令第128条の5（内装制限）の適用を受ける建築物）を参考に、令第16条第1項各号に掲げる建築物を定め、たうえて、「通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない」建築物を除いて定期報告の対象を定めている。

また、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号。以下「定期報告告示」という。）第1において、以下の（1）から（5）までの理由により、令第16条第1項各号に掲げている建築物の範囲よりも狭い範囲を定めている。

なお、同告示各号に掲げる建築物の面積基準については、「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告対象建築物等の指定について（昭和59年4月2日付・建設省住指発第125号）」の内容を参考に定期報告の対象を定めている特定行政庁も多いことに配慮して定めている。

- （1）避難階以外の階を、特殊用途に供しない建築物については、火災時において上下階の移動をすることなく、迅速に地上に避難することが可能であることから、定期報告の対象から除いている（第1柱書）。
- （2）屋外観覧場については、火災による煙が屋内に留まりにくい構造であり、避難行動を阻害する可能性が低いことから、定期報告の対象から除いている（第1第1項第1号）。
- （3）共同住宅、寄宿舍及び下宿については、就寝利用の建築物であるが、一定程度の利用期間が想定される用途であり、利用者が内部での避難経路を熟知していることが期待できるため、高齢者などの避難行動に配慮が必要な者の専用となっているもの（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームなど）を除き、定期報告の対象から除いている（第1第1項第4号）。
- （4）学校及び学校に付属する体育館等については、一般的には日中に利用するものであることから火災覚知に至るまでの時間が比較的短く、また、特定多数の者が利用する用途であり、在館者がまとまって行動することが想定されることから逃げ遅れの可能性が低いという状況を踏まえ、定期報告の対象から除いている（第1第1項第5号）。
- （5）児童福祉施設等については、高齢者、障害者、妊産婦又は乳児が就寝利用するもの以外のものについては、定期報告の対象から除いている（第1第1項第4号、第2項各号）。

② 昇降機について（令第16条第3項第1号関係）

令第16条第3項第1号において、令第129の3第1項各号に掲げる昇降機を定期報告の対象とした上で、定期報告を要しない昇降機の種類を定期報告告示第2各号に示してあることに留意されたい。なお、当該各号の趣旨については以下を参考とされたい。

- (1) 「籠が住戸内のみを昇降するもの」とは、一つの住戸のみの利用に供される昇降機を指しており、これらの昇降機については、使用者と管理者が同一であり、多数の者が利用する共用の昇降機に比べて利用頻度が低いと考えられることから、定期報告の対象外としたところである（第2第1号）。
- (2) 「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第6号に規定するエレベーター」とは、労働安全衛生法（昭和47年政令第57号）第1条（9）に規定されているとおり、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号に掲げる事業の事業所に設置され、主として一般公衆の用に供されるものを除くエレベーターを指しており、これらのうち積載荷重が1トン以上のものについては、労働安全衛生法第41条第2項に規定する性能検査を受ける必要があることから、検査事項の重複を避けるため、定期報告の対象外としたところである（第2第2号）。
- (3) 定期報告対象外とする「小荷物専用昇降機」とは、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いいわゆる「テーブルタイプ」の小荷物専用昇降機を指しており、これらの昇降機については、通常の使用状況において、物理的に人が乗り込みにくい構造であり、重大な事故が発生するおそれが少ないと考えられることから、定期報告の対象外としたところである（第2第3号）。

③ 建築設備（昇降機を除く。）について

建築設備（昇降機を除く。）については改正令において定期報告を要するものとして指定をしなかったため、当該建築設備を定期報告の対象とするためには特定行政庁の指定を要することとなる。

④ 防火設備について（令第16条第3項第2号関係）

令第16条第3項第2号において、令第16条第1項各号に掲げる建築物に設ける防火設備を定期報告の対象とした上で、通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものを除くことで対象を定めることとしている。

定期報告告示第3第2号に定めているとおり、小規模な病院や就寝用福祉施設そのものについては、定期報告を要するものでなくとも、これらの建築物に設ける防火設備については、定期報告を要することとなるので留意されたい。

⑤ 準用工作物について（令第138条の3関係）

令第138条の3において、令第138条第2項第1号に規定する観光のための昇降機及び令第138条第2項第2号又は3号に規定する遊戯施設については、全て定期報告の対象として指定することとした。

2 定期調査等の資格者について（法第12条、法第12条の2、法第12条の3関係）

① 資格者証及び資格者講習の種類について

改正法により資格者証の交付を受けた者（以下「新資格者」という。）等が定期調査・検査を行うこととなる。新資格者は、法律上は「建築物調査員」及び「建築設備等検査員」として定義されているが、従来の資格制度や、実際の業務内容の専門性に鑑み、規則第6条の6において、以下のとおり分類することとした。

資格者証の種別	調査・検査の対象	登録講習
特定建築物調査員資格者証	・特定建築物	登録特定建築物調査員講習
建築設備検査員資格者証	・建築設備 ・防火ダンパー	登録建築設備検査員講習
防火設備検査員資格者証	・防火設備（防火ダンパーを除く。）	登録防火設備検査員講習
昇降機等検査員資格者証	・昇降機 ・遊戯施設	登録昇降機等検査員講習

なお、防火ダンパーについては、法令上は防火設備として位置付けられているものであるが、換気設備等の風道に設置されるものであることから、建築設備の検査と一体的に行うことが合理的であることに鑑み、建築設備検査員の業務として定めることとした（建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を定める件（平成28年国土交通省告示第699号））。

また、上記の登録講習については、規則第6条の7から第6条の16までの規定において、登録に関する手続きや要件等について定めているところである。平成28年6月1日現在、それぞれの登録講習を実施する機関については、以下のとおり登録されている。

登録講習実施機関の種別	法人名
登録特定建築物調査員講習実施機関	一般財団法人 日本建築防災協会
登録建築設備検査員講習実施機関	一般財団法人 建築設備・昇降機センター
登録防火設備検査員講習実施機関	一般財団法人 日本建築防災協会
登録昇降機等検査員講習実施機関	一般財団法人 建築設備・昇降機センター

② 資格者証の交付について

資格者証については、登録講習の課程を修了した者と、これと同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者が申請をすることができる。

当該認定については、「建築基準法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件（平成28年国土交通省告示第483号。以下「認定告示」という。）」において既に示しているほか、随時、申請を受け付けることとなる。

資格者証の交付の手続きは具体的には規則第6条の17から第6条の27までにおいて示しているところであるが、国土交通大臣の認定を受けたうえで資格者証の交付を申請した場合には、その内容に応じて、規則第6条の18等の規定に基づき、資格者証に条件を付する場合がある。これは、国等の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者に対して条件を付することを念頭にしたものである。

③ 資格者の移行について

改正法による改正前の定期報告制度において、建築物調査・建築設備等検査を行ってきた資格者（以下「旧資格者」という。）については、認定告示において、登録講習の課程を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認定を行っているため、資格者証の交付を受けることができる。

このため、旧資格者からの申請に応じて、随時、国土交通省（平成29年5月31日までは本省が行い、以降は地方整備局等が行うこととなる。）が以下の区分のとおり資格者証の交付を行っているところである。

なお、防火設備検査員については、新たに設けられたものであるため、移行措置に対応する旧資格者はない。

旧資格者	新資格者
特殊建築物等調査資格者	特定建築物調査員
建築設備検査資格者	建築設備検査員
昇降機検査資格者	昇降機等検査員

また、建築基準適合判定資格者についても、認定告示において、登録講習の課程を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認定を行っているため、資格者証の交付を受けることができる。

なお、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成28年6月1日付け国住指第599号）」に記載しているとおり、一級建築士及び二級建築士については、資格者証は不要であるため、資格者証の申請に係る手続きは不要である。

④ 国等の建築物等を調査・検査する資格者の位置付け

国等の建築物等については、従来の制度において、2年以上の実務を有する者であれば対応可能としてきたことを踏まえて、認定告示において、登録講習の課程を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認定を行っているため、資格者証の交付を受けることができる。ただし、当該者が点検することができる建築物等は、国等の建築物等（令第16条第1項及び第3項並びに令第138条の3で指定されている建築物等を除く。）に限られることに留意されたい。

⑤ 処分について

国土交通大臣は、新資格者が法第12条の2第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項（法第12条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定により、資格者証の返納を命ずることができることとした。処分は、地方整備局長等（施行の日から1年は、国土交通大臣も実施）が行う予定であるが、資格者に関する情報提供等については各特定行政庁のご協力を頂く必要があるため、この処分の基準については別途通知する。

3 定期調査の点検項目等について

今般、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件（平成28年国土交通省告示第703号）」により、特定行政庁が安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、点検の項目については、規則で一部の適用を除外できることとしたため、地域の実情を踏まえ適切に活用されたい。

ただし、民間建築物にあっては、特定行政庁指定のものに限られ、国等の公共建築物にあっては、政令指定のもの規模・用途に該当するもの以外に限られるとともに、建築審査会の同意を得る必要があることに留意されたい。

第2 防火・避難に関する規制の合理化関係

1 耐火性能検証における加燃面以外の面の温度に係る評価方法の合理化（令第108条の3第1項関係）

耐火性能検証において、壁及び床の加燃面以外の面の温度については、従来、可燃物燃焼温度（最高200度、平均160度）以上に上昇しないものであることを確かめることとしていた。今回の改正により、令第108条の3第1項第2号の規定による国土交通大臣の認定を受ける計画において、当該面が面する室の一定の範囲内において、内装の仕上げを不燃材料ですることや、可燃物の設置を禁止する等の防火上

支障がないようにするための措置を講ずる場合にあっては、個別の計画の内容に応じて、可燃物燃焼温度より高い温度を別に設定できることとし、当該面の温度が当該別に設定した温度以上に上昇しないものであることを確かめることができることとした。

ただし、防火上支障がないようにするための措置については、計画ごとの個別性が高いことから、令第108条の3第1項第1号に規定する耐火性能検証法においては、従来どおり、可燃物燃焼温度を基準として扱うこととなるので留意されたい。

2 防火上有害な損傷を許容する屋根に関する規定の見直し（令第109条の6、令第136条の2の2関係）

防火地域、準防火地域又は法第22条第1項の規定に基づき特定行政庁が指定する市街地の区域の屋根に必要とされる性能については、従来、火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない用途を告示で定めることとしていたが、改正令により、用途だけでなく、構造方法も告示で定めることとした。このため、平成27年5月29日に「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件（平成12年建設省告示第1434号）」を改正し、難燃性を有する客席（試験によって性能を確認した木製椅子など）を設けた観覧場等を、不燃性の物品を保管する倉庫に類するものとして同告示中に規定したところであるが、今回の改正に併せ、同告示を「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件（平成28年国土交通省告示第693号）」に改正し、表現の適正化を行っているので留意されたい。

なお、建築確認に際しての留意事項については、別紙を参考とされたい。これに併せ、平成27年5月29日付け国住指第837号は廃止するものとする。

3 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化（令第112条第2項、令第114条第2項及び第3項関係）

学校、ホテル等の防火上主要な間仕切壁の構造方法については、従来、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないこととされている。今回の改正により、下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができる強化天井としたものについては、防火上主要な間仕切壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しないこととした。具体的には、「強化天井の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第694号）」において規定している強化せっこうボードを2枚以上重ね張りしている天井（総厚36mm以上）や、個別に令第112条第2項の規定による国土交通大臣の認定を受けた天井が強化天井として取り扱われることとなる。

また、同告示第4号において、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分については、炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることを求めており、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる構

造方法とする必要がある。

- 一 照明器具の配線が強化天井を貫通する場合 当該配線と天井との隙間を不燃性の材料で埋めること。
- 二 ダウンライト等の埋め込み型の照明器具を設ける場合又は天井換気口等に用いるダクト配管等を設ける場合 次の表に掲げる開口面積に応じた防火被覆を設けること。

開口面積	防火被覆の仕様
100cm ² 未満	厚さ50mm以上の不燃性の断熱材（密度40kg/m ³ 以上のロックウール、密度24kg/m ³ 以上のグラスウール等）又はこれと同等の性能を有する材料
100cm ² 以上	強化天井と同等の防火性能を有する防火被覆

4 別の建築物とみなす規定の合理化（令第117条第2項第2号、令第129条の2、令第137条の14第2号関係）

廊下、避難階段及び出入口の規定（令第5章第2節）の適用については、従来、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合において、当該区画された部分を、それぞれ別の建築物とみなすこととしている。

今般、火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法で区画する場合にあっては、開口部を介して連絡している場合であっても、当該構造方法で区画されたそれぞれの部分を別の建築物とみなす規定を追加することとした。

当該構造方法については、「通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第695号）」において、具体的には、渡り廊下で連絡する場合を規定し、以下の内容を定めることとした。

なお、令第5章の2の2に規定する避難安全検証及び令第137条の14第2号に規定する令第5章第2節等について既存不適格のまま増改築等することができる建築物の特例においても、同様の構造方法により、別の建築物とみなすことが可能となっている。

（1）渡り廊下

- ・可燃物を設置しない廊下とし、壁及び天井の内装を準不燃材料で仕上げること（告示第1号）。
- ・一方の棟から他方の棟への避難経路として利用することを想定した計画としないうこと（告示第2号）。
- ・耐火構造であること（告示第4号）。

- ・屋外に面する開口部には防火設備の設置等により、被区画部分への延焼を防止する措置を行うこと（告示第5号）。
- ・被区画部分からの加熱による延焼を防止するため、一定の範囲内における室内に面する部分の下地や仕上げについて、防火上の措置を行うこと（告示第7号）。

(2) 区画開口部

- ・渡り廊下が延焼経路となることがないように、避難上支障がない場合を除き、区画開口部同士が区画開口部の寸法に応じた一定の距離をおいて設けられていること。（告示第3号）。
- ・遮煙性能を有するなど、渡り廊下への煙の侵入を防止する性能を有する特定防火設備を設けること（告示第6号イ）。
- ・避難方向に手で開くことができる特定防火設備を設けること（告示第6号ロ）。

(3) その他

- ・給水管等や換気等の風道が渡り廊下の壁を貫通する場合は、延焼防止のための措置を行うこと（告示第8号及び9号）。
- ・渡り廊下からの延焼が生じた場合に備えて、被区画部分において、区画開口部から一定の範囲内において、直通階段の出入口に通ずる通路を配置しない計画とすること（告示第10号）。

5 特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙方法の見直し（令第123条第3項第2号、令129条の13の3第13項関係）

特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーについては、それぞれ火災時における避難上又は消防活動上の拠点となることから、従来、告示で定める構造方法の外気に向かって開くことのできる窓（以下5において単に「窓」という。）又は排煙設備を設けることとされていたが、改正令により、以下のとおり改めることとした。

- (1) 窓又は排煙設備の設置を義務づける仕様を定める方式から、「煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止する」又は「煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止する」という性能の実現を求める方式に改めた。これに伴い、所要の性能を実現する構造方法として、窓又は排煙設備の仕様に加えて、国土交通大臣が認定する構造方法を用いることが可能となった。
- (2) (1) の見直しに応じて、付室又は乗降ロビーの構造方法だけでなく、階段室又は昇降路の構造方法において、所要の性能を満たすための措置を行うことが可能となった。

今般制定した「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）」及び「非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第697号）」において、特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの構造方法を定めたところであるが、これらの告示中の窓及び排煙設備の構造方法については、従来の構造方法と同様であ

ることに留意されたい。

なお、本見直しに併せて令第5章の2の2に規定する避難安全検証において形式改正を行っているが、「全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件（平成28年国土交通省告示第705号）」及び「階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件（平成28年国土交通省告示第704号）」による改正後の「全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成12年建設省告示第1442号）」第4第5項及び「階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成12年建設省告示第1441号）」第8第4項に定めたとおり、当該検証を行う場合において、特別避難階段の付室が適用除外にはならないことに留意されたい。これは、避難安全性能について国土交通大臣の認定を受ける場合も同様である。

6 非常用進入口の設置に係る規制の合理化（令第126条の6第3号関係）

火災時において消防隊員が迅速に建築物の内部に進入することができるよう、一定の規模や用途に該当する建築物については、従来、原則として、外壁に非常用の進入口を設けなければならないこととされていた。

今回の改正により、吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間として告示で定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であって、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、告示で定める構造方法に適合する場合又は国土交通大臣の認定を受けた構造方法とする場合においては、非常用進入口の設置を要しないこととした。

具体的には、「一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第786号）」において、対象となる空間や構造方法を定めているところである。

「吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間」とは、外壁に設ける非常用の進入口の代替措置として位置づけられているものであることから、消防活動を支援するために十分な広さを有する必要がある。告示上は、消防車両の進入や移動に十分な広さとして直径40m以上の円が内接することができることを求めており、具体的な用途としては、いわゆるスタジアムなどの観覧場を想定しているものである。本規定の適用を受けようとする場合にあっては、消防活動に支障をきたす計画でないことを確かめるため、あらかじめ確認申請の前に消防本部等に計画の内容について相談しておくことが望ましい。

また、同告示第1第3号ただし書に規定する「避難上及び消火上支障がない場合」にあっては、通路の高さが4m未満でも良いこととしているが、本来、当該通路は消防車両の通行を想定していることから、その妨げとなるような照明器具やその他工作物が設置されている場合については、避難上及び消火上支障があるものとして取り扱われたい。従って、同号ただし書の規定を適用させる場合にあっては、あらか

じめ消防本部等に、消防車両の通行可能性について相談するよう申請者に指導されたい。

7 避難安全検証を適用できる建築物の範囲の合理化について（令第129条、令第129条の2関係）

従来、木造建築物については、出火室の急激な燃焼により、廊下や階段等の避難施設に早期に延焼して通行自体が困難となるおそれがあるため、主要構造部が早期に燃焼しないことが確認されている、主要構造部が準耐火構造であるか不燃材料で造られたもの等に関し、避難安全検証を適用できることとしていた。

今般、改正令により、避難安全性能について、個々の検証により国土交通大臣の認定を受けるものについては、この対象建築物の限定を削除し、木造建築物についても検証を行うことを可能とした。ただし、木造建築物については準耐火建築物等と比較すると煙の制御が困難であることが多いため、十分に性能が確認されたものであることを明らかにする必要がある。

なお、告示で定める避難安全検証法については、従来通り、対象建築物は主要構造部を準耐火構造としたもの等に限定されているので留意されたい。

8 全館避難安全検証の合理化について（令第129条の2関係）

全館避難安全検証において、屋内に設ける避難階段については避難階まで直通することとされており、直通階段が屋上広場等を経由することを認めていなかったが、今般、改正令により、これを認めることとした。

ただし、特別避難階段については、従来通り、避難階まで直通することとされており、屋上広場等を経由することはできないので留意されたい。

9 ガス有害性試験不要材料について（施行規則別表第2関係）

不燃材料、準不燃材料又は難燃材料の認定に係る評価を受けるにあたって、通常の火災による火熱が加えられた場合に、避難上有害な煙又はガスを発生しないものであることを試験により確認する必要がないものとして、ガス有害性試験不要材料の規定を定めて判断基準を整理し、かつ、必要となる手数料の額について合理化を図ることとした。

第3 構造に関する規制の合理化関係

1 だば継ぎ等の接合方法の追加について（令第42条第1項関係）

従来、木造建築物の最下階の柱については、柱に生じる応力を基礎に伝えるとともに

に、地震力による横移動や浮き上がりを防ぐため、柱を基礎に緊結すること等が求められており、柱と基礎とをだぼ継ぎにより接合する方法など伝統的構法による場合は、限界耐力計算等の高度な構造計算を必要としていたところである。

今般、改正令により、告示で定めるだぼ継ぎ等により接合し、告示で定める方法により構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを確かめた場合には、構造計算をしなくとも、建築することができることとした。

なお、「柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件（平成28年国土交通省告示第690号）」においては、鋼材のだぼの一仕様を定めているが、これと同等以上の耐力を有するものであれば、これと異なる材質や寸法のだぼを使用することも可能である。

2 床組等の変形防止方法の追加について（令第46条第3項関係）

従来、木造建築物の床組等については、これらの変形による水平構面の破壊を防止するため、隅角に火打ち材を使用することを求めており、火打ち材を用いない伝統的構法の場合は、令第46条第3項ただし書に規定する構造計算を必要としてきたところである。

今般、改正令により、床組み等に木板等を告示で定める基準により打ち付ければ、構造計算をしなくとも、建築することができることとした。

新たな仕様については「床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件（平成28年国土交通省告示第691号）」第2号に規定し、同告示第1号の規定する事項は、従前の令第46条第3項に規定していた事項と取扱いに変更はないことに留意されたい。

3 法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物への超高層建築物の追加について（令第137条の2、令第137条の12第1項関係）

従来、超高層建築物については、令第137条の2及び令第137条の12第1項の対象から除外されていたため、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増改築等」という。）を行う場合は、既存部分を含めた建築物全体を現行の法第20条の規定に適合させなければならないこととしてきたところである。

今般、令第137条の2及び令第137条の12第1項の対象に超高層建築物を追加し、超高層建築物であっても、一定の場合には、法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができることとした。

具体的な増築又は改築（以下3、4において「増改築」という。）の基準については、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）」を改正し、エキスパンションジョイント等により既存の超高層建築物に分離増改築を行う場合は、超高層建築物以外と同様、既存部分につ

いて、地震に対しては耐震診断基準（平成18年国土交通省告示第185号に定める基準をいう。以下同じ。）、地震時を除いては令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確かめることができることとした。

なお、増改築等を行う場合における大臣認定の取扱いについては、認定範囲を超える増改築等を行う場合に限り、法第20条第1項第1号の大臣認定の再取得が必要となることに留意されたい。

4 既存不適格建築物の増改築時に係る規制の見直し（令第137条の2関係）

従来、既存不適格建築物に増改築を行う場合で、増改築部分が既存部分と構造上一体となっている場合は、増改築部分が小規模であっても、現行の構造計算により、建築物全体が構造耐力上安全であることを確認しなければならないこととされてきた。

今般、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において、「吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とする等、既存不適格建築物の増築時に適用される基準について、安全性を確保しつつ合理化できないか検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、増改築後の建築物（エキスパンションジョイント等で建築物を2以上の独立部分に分ける場合には既存の独立部分）の架構を構成する部材に増改築前のものから追加及び変更がない場合においては、構造耐力上主要な部分について、地震に対しては耐震診断基準により構造耐力上安全であることを確かめることができることとした。

ただし、地震以外に対しては、現行の構造計算等により構造耐力上安全であることを確かめる必要があることに留意されたい。

5 法第37条の適用除外による既存ストックの活用について（法第37条関係）

従来、法第37条において、国土交通大臣が定める建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、その品質が日本工業規格若しくは日本農林規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものにしなければならないとされていた。

このため、特殊な建築材料を特定の計画にのみ使用する場合や、特殊な建築材料を使用する建築物として旧法第38条に基づき国土交通大臣の認定を受けた既存不適格建築物に増改築等をする場合においても、当該建築材料について国土交通大臣の認定を受けること等が必要であった。

今般、新規建築材料の開発や既存ストックの有効活用を促進する観点から、建築材料として国土交通大臣の認定手続き等を省略するため、①法第20条第1項第1号の規定に基づく認定を受けた建築物に使用される建築材料で、その品質が「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格

又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成12年建設省告示第1446号）」第3第1項第1号に掲げる基準に適合するもの、②法第85条第5項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料、③現に存する建築物又はその部分で法第37条等の規定に違反していないものに使用されている建築材料については、指定建築材料として扱わないこととした。

この場合における法第37条等の規定に違反していないとは、本告示の施行時に現に存する建築物又はその部分にあっては、本告示の施行時点を指し、今後、新たに建築等を行う建築物又はその部分にあっては、当該建築物又はその部分の工事完了時を指す。したがって、本告示の施行時に法第37条について既存不適格である建築物又はその部分にあっては、本告示の施行後は法第37条等の適用を受けないこととなる。

なお、平成12年告示建設省告示第1461号第9号ハに規定する「平成12年建設省告示第1446号第1各号に掲げる建築材料」とは構造安全性の観点から指定建築材料として指定された建築材料に限定して適用することを想定したものであるので、留意されたい。

6 化粧ばり構造用合板の追加について（令第46条第4項等関係）

今般、合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に化粧ばり構造用合板が規定されたことに伴い、「建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する件（平成28年国土交通省告示第796号）」を制定し、当該告示中の規定に化粧ばり構造用合板を位置づけることとした。

7 含水率の基準の緩和について（令第46条第2項関係）

従来、「建築基準法施行令第四十六条第二項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和62年建設省告示第1898号）」第5号及び第6号に規定する木材については、原則として含水率の基準が15%以下であることが求めてきたところである。

今般、同告示を改正し、径24mmの込み栓を用いた接合又はこれと同等以上に乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合には、含水率の基準が30%以下であってもよいこととした。

8 特定天井に係る規制の合理化等について（令第39条第3項関係）

（1）新たに追加された仕様について

従来、特定天井の構造方法については、斜め部材等により地震力等による天井の振動を抑制し、併せて天井面と壁等との間に一定の隙間を設けることにより、天井

材の損傷については脱落の防止を図ることとしてきた。

今般、「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件の一部を改正する件（平成28年国土交通省告示第791号）」により、特定天井の構造方法に新たな仕様が追加され、地震時に天井面に加わる外力を、天井面構成部材及び周囲の壁等を介して構造躯体に伝達し、天井が層間変形による強制変形に対して追随できるものとする場合にあっては、斜め部材等を設けず、併せて周囲の壁等との間に隙間を設けないことが可能となった。

新たに追加された仕様においては、地震時に天井面に加わる外力を、天井面構成部材及び周囲の壁等を介して構造躯体に伝達し、天井が層間変形による強制変形に対して追随できるものとするため、同告示による改正後の「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成25年国土交通省告示第771号）」第3第3項第9号等に定めたとおり、天井面構成部材及び周囲の壁等が、外力に対して変形及び損傷しないよう十分な剛性及び強度を有することが求められる。また、同項第6号の規定により、段差等の部分には面内剛性や耐力の低下が生じて当該部分の損傷が懸念されるため、天井面は水平とすることとしている。

なお、同告示第3第2項に規定する従来の仕様と、同第3項に規定する新たに追加された仕様を方向別に組み合わせることはできないので留意されたい。

（2）既存建築物における天井脱落対策について

既存建築物に設置されている特定天井で既存不適格となっているものについて、増改築等を行う場合には、特定天井の改修を行い、令第39条第3項の規定に適合させなければならない。

しかしながら、先般の熊本地震における天井被害の状況を鑑み、地震時における天井の損傷や脱落による被害を防止するためには、増改築等を行う予定のない建築物においても、増改築等の機会を待たずして特定天井の改修を行うことが望まれるところである。特に、庁舎、学校、医療施設、公民館、駅等、地震後の様々な応急対策活動の拠点や避難所となりうる施設や固定した客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の施設については、対策の促進を図る必要がある。

対策を推進するにあたり、住宅・建築物安全ストック形成事業により、天井の耐震改修に関する事業等を行う場合にあっては、国が必要な助成を行う支援制度を用意しているところであり、積極的に活用されるとともに、関係事業者に対し、必要な周知を図られたい。また、平成28年3月より、既存建築物における天井の耐震改修に関する「天井の耐震改修事例集」を、国土交通大臣指定の耐震改修支援センターである一般財団法人日本建築防災協会のホームページにて公表しているところであるので、必要に応じて参照されたい。

第4 その他

- 1 建築設備を除いた型式適合認定制度（令第10条、令第136条の2の11、規則第一条の3第5項関係）

従来、建築物全体の型式について、ほぼ全ての単体規定に適合する型式適合認定を受けることができていたが、これに加え、建築設備のみに係る規定を除いた一連の規定に適合する型式適合認定（以下「建築設備を除いた型式適合認定」という。）を受けることができることとした。

建築設備を除いた型式適合認定の審査に当たっては、指定認定機関は、建築設備のみに係る規定を除いた一連の規定について審査するとともに、当該型式適合認定に設置可能な建築設備の範囲について審査を行い、適用条件としてその範囲を型式適合認定書に記載する。

建築設備を除いた型式適合認定に係る確認申請手続きにおいては、認証型式部材等製造者に係る申請か否かに関わらず、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)は、建築設備が建築基準関係規定に適合することを確認する。このため、建築主は、確認申請図書として建築設備に係る図書を提出する必要がある。また、認証型式部材等製造者以外の者に係る確認申請については、規則第1条の3第5項第1号に基づく「建築設備に関する荷重等を明示した図書」の提出を受けて、建築主事等は、昇降機、貯水タンクその他の大規模な建築設備に関する荷重及び防火区画を形成する昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーを含む。)の防火設備の防火構造が、適用条件の範囲内か否かを確認することとなる。なお、認証型式部材等製造者に係る確認申請については、「建築設備に関する荷重等を明示した図書」の提出は不要であり、建築主事等による適用条件の範囲内か否かの確認は要しない。

また、今般の改正に併せて、型式適合認定制度の運用の更なる合理化を図るため、従来は、型式部材等で使用する大臣認定品の大臣認定番号を型式適合認定書に限定列挙し、記載していたが、今後は、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料、防火区画の特定防火設備、耐火建築物等の外壁の開口部の防火設備及び防火地域等の外壁の開口部の防火設備並びに第一種・第二種・第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないホルムアルデヒド発散材料、第三種ホルムアルデヒド発散材料及び第二種ホルムアルデヒド発散材料については、型式適合認定書に大臣認定番号を記載するかわりに下表の大臣認定の区分を型式適合認定書に記載することができる運用とすることとする。

種別	大臣認定の区分
不燃材料	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(法第2条第9号関連)
準不燃材料	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(令第1条第5号関連)
難燃材料	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(令第1条第6号関連)

防火区画の特定防火設備	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(令第112条第1項関連)
耐火建築物等の外壁の開口部の防火設備	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(法第3条第9号の2ロ関連)
防火地域等の外壁の開口部の防火設備	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(法第64条関連)
第一種・第二種・第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないホルムアルデヒド発散材料	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(令第20条の7第4項関連)
第三種ホルムアルデヒド発散材料	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(令第20条の7第3項関連)
第二種ホルムアルデヒド発散材料	法第68条の25の規定に基づき大臣認定を取得したもの(令第20条の7第2項関連)

これにより、型式適合認定を受けた後に大臣認定を受けた大臣認定品についても、型式適合認定を新たに受けることなく、当該型式部材等として使用することが可能となるため、併せて留意されたい。

なお、この場合の確認申請図書には、不燃材料等を使用する場合においてはその種別を、防火区画の特定防火設備等を使用する場合においてはその大臣認定番号を、第一種・第二種・第三種ホルムアルデヒド発散材料に該当しないホルムアルデヒド発散材料等を使用する場合においてはそのホルムアルデヒド放散量の等級を明示することとする。

2 確認等を要する小荷物専用昇降機について（令第146条関係）

令第16条第3項の改正に伴い、法第87条の2の適用の対象として、小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く。）を新たに追加し、既存の建築物に後から当該小荷物専用昇降機のみを設置する場合において建築確認等を要することとした。ただし、建築物の新築や増築の計画に併せて小荷物専用昇降機を設ける場合は、法第87条の2は適用されないため、これまで通り、テーブルタイプを含め、法第6条等の規定に基づく確認が必要となることに留意されたい。